

令和 2 年 6 月 8 日現在

機関番号：14501
 研究種目：基盤研究(C)（一般）
 研究期間：2016～2019
 課題番号：16K03325
 研究課題名（和文）国際ビジネス紛争解決の法環境改善に向けた国際商事裁判所と国際仲裁との関係論的分析

研究課題名（英文）Relational Analysis of International Commercial Courts and International Commercial Arbitration from a viewpoint of improving the Legal Environment for International Business Disputes

研究代表者
 齋藤 彰（Saito, Akira）
 神戸大学・法学研究科・教授

研究者番号：80205632
 交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、シンガポールをはじめ世界各法域に次々と創設された国際商事裁判所の役割を、とくに国際ビジネス紛争を扱う上で、国際商事仲裁やその他のADRとの関係において、明らかにすることが目的とされた。

その結果として、国際商事裁判所にはビジネスのグローバル化に対応するための新たな役割が期待されており、それには外国判決承認執行を円滑化したり、国際仲裁や国際ADRの活用を促進し適切な支援や監督を行ったりする役割が期待されている。そうした課題に対応するため、国際商事裁判所間でのネットワークを基盤とした協力関係構築が重要になってきていることが明らかとなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

学術的には、国際商事裁判所を構築するために駆使された法技術について、それを伝統的な国際私法学の枠を超えて、法制度のエンジニアリングという視点から再構成することを通じて、新たな研究領域の形成を促進する試みとしての意義を有する。

社会的意義として、国際ビジネスを活発に展開する大きな産業セクターを有する日本が、その必要性に応える紛争解決機能を提供するための方策を具体化するための資料を提供するという社会的意義を有する。世界各法域で創設が相次いでいる国際商事裁判所の機能や裁判所間での外交を促進する新たな特徴に注目して分析することを通じて、日本でもそうした対応が必要とされることを明確にした。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to clarify the role expected to be played by so-called International Commercial Courts, which have been founded one after another in various jurisdictions around the world including Singapore, as integrated part of national judicial systems. It is analysed in relation to international commercial arbitration and other ADRs in dealing with international business disputes,

As a result, a national court is expected to play new roles in responding to the globalization of business, such as facilitating the execution of foreign judgments, promoting the use of various ADRs in proper manner and providing appropriate support and supervision over international arbitration and other ADRs as a whole. To tackle with these challenges, it also becomes clear that building network-based on cooperative relationships between the courts in the world has become much more important than before.

研究分野：国際取引法・国際私法・国際ビジネス紛争解

キーワード：国際商事裁判所 国際商事仲裁 国際商事調停 裁判所間外交 監督管轄 外国判決の承認執行 ロンドン商事裁判所 SIFoCC

1. 研究開始当初の背景

(1) 長期にわたり国際的なビジネス紛争解決手段として一人勝ちの状況にあった国際商事仲裁制度全体に対して、2015年にシンガポールにおいて設立された国際商事裁判所(SICC)や世界の多数の法域で設立されつつあるいわゆる国際商事裁判所が、どのような影響を与えるのかが注目されている。現在の国際仲裁の隆盛を支えたニューヨーク条約による外国仲裁判断の承認執行制度との関係でも、裁判所による判決の国際的な執行力確保を目指すハーグ国際私法会議による2005年の管轄合意条約がEUの加盟によって発効した。本研究の背景には国際ビジネス紛争の解決において、なぜ国家の裁判所は影を潜めてきたのかに対する疑問が存在し、そうした状況に変化をもたらす契機としても国際商事裁判所の台頭は重要である。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、国際商事仲裁の「一人勝ち」を生み出した現状の法的枠組みに対抗し、SICCに代表される国際商事裁判所が国際ビジネス紛争解決において仲裁に代替する選択肢となるための構想を把握し、その目的実現のために企図された様々な法制度的な仕掛けの効果を継続観察することにより、いわば「法制度のエンジニアリング」とでもいうべき研究領域の構想を獲得することを試みる。換言すれば、国際民事訴訟法や国際取引法における伝統的な法理論や法概念が担う機能を、国際商事裁判所という新たな紛争解決制度の実現に向けた実践を通じて再分析し、具体的な法制度構築のために効果的に活用できるツールとして再編成することを目指す。

3. 研究の方法

(1) 国際ビジネス紛争解決に対する需要が高まる中で様々な新しい試みが進行する現状は、本研究にとって千載一遇の好機である。それを最大限に活用する方法として、そうした試みの実施状況を現在進行形で継続観察することを中心位置づける。SICCはその構想においてドバイ国際金融センター裁判所(DIFCC)を参考としており、ロンドンの商事裁判所からも強い影響を受けていることから、そうした裁判所も分析の対象とする。

(2) 具体的な研究方法は、1) 資料調査(文献・動画及び音声データ等)の分析と、2) 現地調査(関係機関訪問・実務関係者とのインタビュー)の2つを軸に構成される。両者は研究を進めるための両輪の役割を果たす。すなわち、新しい紛争解決制度の構築は斬新な構想と周到な計画に沿って実現されるため、その理論的側面を正確に把握するための資料調査はその基礎作業となる。他方で、紛争解決制度の構築は現実社会のなかで行われ、それぞれの法域が有する文化や政治経済的背景において進められるものであるから、現地調査を行い関係者の意見を直接に確認しなければ理解できない点が多く、致命的な誤解や見落としが生じる危険性が高まる。

4. 研究成果

(1)はじめに 研究成果として、本研究期間の4年間に調査を行ったシンガポール・ドバイ・ロンドンと、パリ及び欧州の酷使商事裁判所について判明した点をまとめ、そうした中で気付いた各法域の国際商事裁判所間での協力関係を促進するネットワーク構築の新しい動向と国際商事調停等の台頭について説明する。

(2) シンガポール国際商事裁判所(SICC) 創設後間もないSICCの事務局の責任者からその概要について説明を受け、さらに国際ビジネス紛争を専門とする複数の実務法律家からSICCに対する意見を聴取した。そこで分かったのは、SICCにかけるシンガポールの悲願であり、シンガポール司法部だけでなく法律サービスセクター全体がシンガポール生存のための重要戦略としてSICCの成功を推進しようとしていることを実感した。

SICCの最大の特徴は、大陸法系を含めた海外の法律家から成る国際裁判官制度を新たに構築し、コモン・ロー色を薄めることにより、世界中から管轄合意によって選ばれる裁判所となることを目指した点にある。またシンガポールとの関連性の薄い事例をオフショアケースと名付け、当事者が非公開を合意することや、海外法律家が訴訟代理を務めることを認める。さらに2005年の管轄合意条約にシンガポールが加盟することで、SICCによる判決の国際的な承認執行を確保する戦略を採っている。この条約によってEU諸国での承認執行を一気に確保することが可能となる。さらにドバイのDIFCCやロンドンの商事裁判所等と協力して、裁判所間外交を積極的に推進し、各法域において国際商事紛争を扱う中心的な裁判所との間で双方の外国判決承認執行の規則を確認する覚書(Memorandum of Guidance)を積極的に締結してきた。中国の最高人民法院とも覚書を締結することにより両国間における判決承認執行に安定感をもたせている。

SICCの課題は、いまだ十分な事件数を集めることができず、創設から現在までの判決数は70件足らずに止まり、管轄合意によりSICCが選ばれた事例が極めて少ない点にある。その主な原因は、SICCが法系的な中立性を強調し、大陸法系のビジネス関係者による利用促進を重視したことと関係するように思われる。つまりSICCは、高い国際競争力を誇るSIACやICC等の国際仲裁機関と直接の競争関係にあるため、その真価を発揮するにはまだ時間がかかりそうである。実際にSICCは定期的なニューズレター発行など積極的PRを展開しており、まさに仲裁機関のような裁判所といえる。現在でもアジアを中心としたコモン・ローを準拠法とする事件では、SICCではなく、シンガポールや香港の高等法院を選択する当事者が多いと推測される。しかし

SICC は多くの画期的な制度を導入しており、とくにアジア及び大陸法系諸法域が国際商事裁判所を創設する際のモデルとしての位置づけを得つつある。また最近において投資協定に関する紛争を扱ったことも、国際商事裁判所の新たな可能性を示している。

(3)ドバイ国際金融センター裁判所 (DIFCC) DIFCC の調査のためにドバイを訪問して、その都市インフラの先進性やインド系を中心に海外からの移民が現人口の大多数を占める現実に驚かされた。そのドバイの一角にあるドバイ国際金融センター (DIFC) は、ドバイ市街から自由に入出りできる。しかし DIFC 内で適用される法律は周囲のドバイとは全く異なり、イングランド法準拠のコモン・ローである。これは DIFC を利用してビジネスを展開する海外の利用者に安心感を与えるための方策として導入されたもので、DIFCC ではロンドンの商事裁判所に準拠した手続が用いられる。DIFCC は 2004 年に創設されたが、2011 年からは DIFC とは無関係の国際ビジネス事件をも引き受けることを可能とする改革が行われた。また英連邦系の著名な法律家を裁判官として選任し、地元の裁判官と共に事件を担当する。司法長官にも海外の法律家を任命するという思い切った方策を採ってきた。

砂漠の中にハイテクを駆使して超現代都市を作り上げたように、DIFC も短期間にグローバルな金融ハブの地位を確立した。とくに法制度を巧みに操作することによって、DIFCC を国際的に信頼された裁判所とすることに成功している。それは「法制度のエンジニアリング」という本研究の視点からも大いに注目される展開である。とくに各法域の商事裁判所を積極的に訪問して承認執行ルールを相互に確認する覚書締結を軸とした裁判所間外交を主導し、大きな成果を上げてきた。また DIFCC の判決を同じ DIFC 内の仲裁機関である DIFC-LCIA の力を借りて仲裁判断へと転換し、ニューヨーク条約による承認執行制度を利用する斬新な実務の展開は衝撃的だと言える。DIFC-LCIA は世界屈指の仲裁機関である London Court of International Arbitration と DIFC の共同事業であり、仲裁でもロンドン準拠を打ち出している。

DIFCC は多くの事件を集めており、2019 年度は全体で 2437 件を受け、前年度比で 14%増である。その判決はドバイや UAE 内に止まらず、オーストラリア等の海外の主要な法域において承認執行された実績を獲得しつつあり、DIFCC を通じて海外判決が執行された実績も増加しつつある。その成功の原因は、ロンドンに倣った法環境を整え、海外のビジネス関係者や法律家に安心感を与えたことにあると考えられる。それが現時点において SICC と DIFCC との明暗を分けたとすれば、そこから汲み取るべき示唆は重要であろう。

(4)ロンドンの商事裁判所とその革新 現在の商事裁判所は、従来の王立裁判所の敷地と少しだけ離れたロールズ・ビルディングという ICT 設備を備え 31 の法廷室を有する新しい建物に本拠を置く。その他の専門性の高いビジネス関係事件を扱う多数の専門家裁判所 (Specialist Courts) も同時期に移転した。商事裁判所では、以前から国際事件の比率が極めて高く、一方当事者がイングランド以外に住所や営業所を有する事件が 8 割程度を占める。従って、それ自体がすでに国際商事裁判所と呼ばれるに相応しい実態を有しており、その活況を支えるのがイングランド契約法を中心とした信頼性の高い商事実体法と、公正で効率的なコモン・ロー裁判所の手続であると考えられる。商事裁判所は DIFCC や SICC の制度設計に大きな影響を与えており、これからも各法域で創設される新たな国際商事裁判所のモデルとしての地位を維持することは疑いない。

イングランドにおいて国際ビジネスに関する紛争を扱う裁判所は商事裁判所だけではなく、他にも多数の専門家裁判所が存在する。これらはどれも比較的高額で複雑な事件を扱う第 1 審の裁判所であり、全て王立裁判所の高等法院に属し、永久に職権を有する裁判官が主として事件を担当する。それぞれが専門的なビジネス事件に対応するために手続等において一定の独自性が確保されている。そのうちの商事裁判所・海事裁判所・建設技術裁判所はコモン・ローの事件を扱う高等法院女王座部に属するが、他の多くは衡平法部に属する専門家裁判所であり、現在ではそれら全部が Business & Property Courts (B&PCs) というアンブレラの下に置かれている。つまりロールズ・ビルディングはこの B&PCs の本拠であり、さらに地方においてビジネス事件を扱ってきた Mercantile Courts も巡回商事裁判所と改名して B&PCs の傘下に入った。ビジネスの進化に対応するために専門家裁判所をますます活性化させ、その先にはコモン・ローと衡平法との境界をも取り払おうとする歴史的な改革も現実性を帯びてきている。

ウルフ裁判官が主導したイングランドの民事司法制度改革では、事件の特性に応じた効率的な司法資源配分を広く行き渡らせるためにケースマネジメントが重視され、ADR の活用も大きく促進された。ADR の中核である調停は今日では国際的な商事事件でも広く用いられるようになり、件数も急増している。さらに建設契約を中心に展開された裁定 (Adjudication) と呼ばれる ADR は、他の場面でも広く用いられるようになってきた。

ロンドンでは伝統的な仲裁地として、LCIA・ICC や海事事件に関する機関仲裁が毎年 2 千件程度行われ、Ad Hoc 仲裁も数百件行われている。商事裁判所は仲裁地の裁判所が有する監督管轄を適切に果たすために、仲裁手続に精通し適切に支援する実務を“Maximum support. Minimum interference”を標語として展開してきた。その結果として、世界で最も人気の高い仲裁地としても不動の地位を築いている。

このようにロンドンの国際ビジネス紛争解決における存在感は、EU 内はもちろん国際的にも極めて大きく、近年において法律家数の急増が見られるなど、成熟したマーケットとは思われな

い躍進を遂げてきている。こうした内なる充実を背景として、2017年には商事裁判所が中心となって、世界中の法域において国際ビジネス紛争を中心的に扱う裁判所をメンバーとした **Standing International Forum of Commercial Courts (SIFoCC)** がロンドンで第1回の会合をもった。これは裁判所間単位で **Peer to Peer** の交流のプラットフォームを作ることで、国際ビジネス紛争により効果的に対応するための情報交換を進めるためのものである。

(5) パリ控訴院国際商事裁判所 SICC 創設と前後して、オランダ・フランス・ベルギー・ドイツなどの大陸法系の法域でも国際商事裁判所の創設に向けたプランが続々と示され注目を集めた。とくに自国の言語に高いプライドを有するフランスがパリ控訴院内に英語で審理を行う国際商事裁判所を設置したことはとくに注目を集め、その目的について正確に理解する必要を感じ、現地調査を2018年春に実施した。関係者とのインタビューの結果として判明したのは以上のようなことである。

フランスには有力な金融機関が多数存在するが、それらが欧州中の債権を回収するのに、訴訟手続が効率的で使いやすいロンドンの裁判所にこれまで頼り切っていた。イングランドの判決はブラッセルズ I 規則を用いることで、EU 構成国領域において極めて安定して承認執行することができた。

しかし **Brexit** によってイングランドを含めた UK が EU から離脱すると、ブラッセル I 規則がこれまで通りに使えない可能性がある。それがフランスの金融関係者にとっての最大の懸念事項であり、イングランドの商事裁判所に代替する使い勝手の良い裁判所がフランスだけでなく欧州中の金融業者のニーズに対応するために必要であり、パリ控訴院に英語で審理を行う部門の設置が提案された。しかし、現実にはフランスの法律家も多くはフランス語に縛られた存在であり、控訴院の裁判官も英語ではなくフランス語でのインタビューにしか対応できない状況であった。調査の結果としてさらに分かったのは、パリには第1審の商事裁判所が古くから存在しており、法律家ではなく商人間で選ばれた裁判官による訴訟が行われている。言語や海外の法律家の関与についても柔軟に対応してきたようであり、調停にも対応できる体制が取られている。ロンドンのシティに対して、パリの裁判所はシテ島に位置しており、商人自治的な文化や金融界と司法制度との繋がりの強さなど、共通性を感じる部分が少なくない。パリはロンドンと並ぶ国際仲裁の中心地でもある。これは筆者の直感に基づくものに過ぎないが、歴史的な検証も含めて、そうした側面について研究を展開することで新たな発見があるかも知れない。またパリにおける大学研究者と裁判官や法律実務家との間には暗黙の役割分担と相互に交流しようとする明確な姿勢が見られることにも興味深い。

パリ控訴院における国際商事部門の設置を提言した人達は、**Brexit** によってリーガルサービスにおいてパリがロンドンに代わる存在になれると考えているようであり、今後はダブリンの商事裁判所などをそのライバルとして想定しているようであった。しかし、それは EU 内在的な内向きの視点に基づくものにも思われる。ロンドンが、今でも英連邦系法域における宗主国の首都として有する存在感や、香港やシンガポールなどを介して有するアジアにおける存在感は、フランスからは見えにくいのかも知れない。

(6) SIFoCC (Standing International Forum of Commercial Courts) 創設と裁判所間外交の展開

ビジネスのグローバル化に対応したリーガルサービス提供の必要性に逸早く対応し、ロンドンの商事裁判所が中心となって2017年に SIFoCC という世界中の商事裁判所が参加できるフォーラムが立ち上げられた。その第1回会合から間もない時期に、筆者はロンドンの商事裁判所を訪問調査する機会を得たことから、このフォーラム開催を企画した中心人物でもあるブレア判事に直接に話を聞くことができた。SIFoCC 創設には、SICC や DIFCC だけでなく、USA のニューヨーク南部連邦裁判所等の裁判官も関与しており、全体としてコモン・ロー色が強い。その中で中国の最高人民法院の参加が目をつけた。司法に関する UK と中国と繋がりは香港を媒介とするが、イングランドが中国司法制度の現代化に協力する形で様々なプロジェクトが実施され、そうした関係で最高人民法院が第1回からの SIFoCC のメンバーに加わったことが分かった。人的ネットワーク構築において中国人社会は極めて遅く、様々な機会を活用してイングランドの裁判所との関係を構築してきたようである。当時、商事裁判所でのブレア判事のクラークも中国系の男性であり、商事裁判所を訪問する度に海外の若い法律家の姿を目にした。

筆者からブレア判事に、日本の司法制度の未来にとって最も深刻に思われるのが、ビジネスをサポートする役割に対する認識の欠如であり、そうした問題を克服するために日本の裁判所がこの SIFoCC に参加して海外各法域で国際的な裁判官と交流することの重要性を伝えた。しかし、イングランドのように第1審の裁判所を重視して、高い専門性を有する有能な裁判官が単独で訴訟を担当する方法や、様々な専門家裁判所を設置して手続の調整にかなり広い裁量を与える伝統は日本に根付いていないため、例えば東京地裁のような第1審裁判所が直接に SIFoCC のメンバーになる方法に関しては、日本の裁判所が違和感をもつであろうことも説明した。

本研究の中心的な問題である国際仲裁と裁判所との相互関係についてさらに調査を行うために2018年5月にロンドン商事裁判所を再度訪問した際に、ブレア判事とノールズ判事から日本の最高裁に対して外務省を通じて SIFoCC への招待状が送られたことを知った。その時点でまだ最高裁からの返事がないため心配されていたので、法務省を通じて確認してもらったところ、最高裁は参加の方向で派遣者の人選を行っているとのことであり、間もなくブレア判事から日本の最

高裁が第2回から参加するとの返事が届いたとの連絡をいただいた。

SIFoCC ではメンバーの裁判所間でそれぞれの外国判決承認執行ルールを確認するための法的拘束力を持たない多国間覚書の作成を最優先課題として作業が進めており、その第1版が2019年に公表されたが、日本の外国判決承認執行に関するルールについての記述はない。これは恐らく、最高裁がSIFoCCの活動に積極的に関わっていないことを意味すると思われる。

外国判決承認執行に関する国際条約の作成に向けて、ハーグ国際私法会議はこれまでに作業を進めてきたが、具体的な成果として2005年に採択された管轄合意条約が存在するのみであり、十分な進展を示しているとは言いがたい。他方で、DIFCCが積極的に用いてきた裁判所間外交による覚書締結は、ロンドンの商事裁判所やSICCなども積極的に用いるようになってきており、それを基礎とした承認執行も進みつつある。SIFoCCによる多国間覚書の作成はこうした実務を一步先に進めたものである。

筆者は、条約による承認執行ルールの完全な統一は、各法域の司法制度がそれぞれに独立性を維持する以上、極めて難しいものであると考えている。EUのブラッセルズI規則でさえ、公序による例外的な承認執行の拒絶について規定せざるを得ないことはそれを物語るように思われる。他方で、通常の商事事件に対する海外の判決執行を認める必要性は広く共有されており、各国はそれぞれに外国判決承認執行を認めるための制度を有している。そうした現実状況を踏まえると、相互にルールを確認し、手続を進めるための各法域の窓口などを明確にするだけでも、状況はかなり改善する可能性があり、DIFCCの成功などがそれを裏付けている。

SIFoCCは、その他にケースマネジメントのベストプラクティスやCOVID19に対するITの活用等についても議論を始めている。世界各法域の商事裁判所の裁判官達がSIFoCCの活動に対して有するモチベーションの強さを感じる。

(7) 国際商事調停の展開 ハーバードロースクールを中心としたPON (Program on Negotiation) による交渉の学際的な研究成果を基盤として、国際商事調停手続の新しい標準化が急進しており、とくに調停人の養成においてイングランドにおけるADRの活性化を促進したCEDRによって開発されたトレーニング・プログラムの世界各法域での提供が有するインパクトは大きい。調停は当初は国内事件で用いられてきたが、その方法や手続が洗練されつつあり、現在では国際商事調停や投資紛争調停など一層幅広い分野において用いられるようになってきている。

本研究の機関を通じてCEDRによる調停人認定トレーニングをオーガナイズしたり、CEDRのインストラクターによる調停スキルの授業を、神戸大学法学研究科の正規授業科目としてオーガナイズし毎年提供したりすることを通じて、国際商事調停の最新の実務やそのスキルのトレーニング方法について理解を深めることができた。

2018年にはUNCITRALが起草してシンガポールで署名式が開催されたシンガポール調停条約は、国際的な調停による和解合意に直接にグローバルな執行力を付与しようとするものであり、世界中から注目を集めており、すでに発行に必要な数の締約国を獲得している。この条約にはまだかなり荒削りなところがあり、現状のままで上手く機能するかどうかについて筆者は懐疑的である。しかし、UNCITRALが強いイニシアティブによって国際商事調停を推進しようとしていることから、今後も積極的な作業が継続されることが見込まれる。本研究を遂行する中で、国際商事調停や裁定(Adjudication)と呼ばれる新しい形のADRの展開が自然と視野に飛び込んできた。そうした展開を知ることによって、国際ビジネス紛争を扱う上で紛争解決制度全体にわたり大きな変革が進みつつあることがはっきりと認識できたことも重要な成果であった。

(8) 成果のまとめ 国際商事仲裁と国際商事裁判所の関係の分析として、ほぼ次のことが明らかとなった。国際仲裁やその他ADRが国際ビジネス紛争の解決に活発に用いられることで、そうしたADRの実情を正確に理解しケースマネジメント等を通じて事件を適切なADRへと誘導する機能や、仲裁も含めたADRの手続等に関する支援やその他の問題に適切に対応する国家の裁判所の監督管轄として重要性が増して来ている。これはロンドンや他の先進的な国際商事裁判所ですでに明らかであるが、グローバル化進展のなかで国際ビジネス紛争を扱う全ての裁判所にも広く求められる役割となってきている。そうした新たな要請に応えるために、SIFoCCのような場が必要とされ、そうした任務を自覚した各法域の裁判官が活発な活動を展開しはじめており、そうした経験の蓄積により有効なツールも見出されつつある。

そうした中で自らの使命を見失い変化のスピードに振り落とされそうになっている日本の紛争解決制度の在り方が厳しく問われている。日本が適切な形でグローバル化に対応した紛争解決制度を模索するには、各法域の動向を広い視野から把握する必要があり、そのための情報交換を積極的に行っていく必要がある。日本がハブでなくても、ある日突然に高度な専門性が必要な事件が裁判所に持ち込まれ、難しい判断を迫られることがある。多国籍法律事務所のシンガポールオフィスに属する首席仲裁人が、当事者の関連企業のクラスアクションを担当するカリフォルニアオフィスの法律家との関係で利益相反が問題となった事例(最高裁決定平成29年12月12日)はその典型である。SIFoCCのネットワークを活用すれば、そうした問題に対する主要法域における実務状況の調査がごく短期間に完了するであろう。日本の裁判所はそうした時代の到来を明確に認識すべきであり、それに乗り遅れないことが何よりも重要と思われる。(以上)

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 3件/うち国際共著 2件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 齋藤 彰	4. 巻 67巻4号
2. 論文標題 JCAAの商事調停規則改正とその背景	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 9, 15
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 齋藤 彰	4. 巻 21号
2. 論文標題 国際ビジネス紛争解決の工コシステム(生態系) ; ロンドンにおける専門家裁判所を中心とした 紛争マネジメント文化の形成とその実践	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国際商取引学会年報	6. 最初と最後の頁 73, 91
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 齋藤 彰	4. 巻 68
2. 論文標題 外国判決承認執行の近未来: 国際的な商事裁判所間外交の展開と 新ハーグ判決条約草案の行方	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 神戸法学雑誌	6. 最初と最後の頁 59頁、110頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -
1. 著者名 Akira Saito	4. 巻 6
2. 論文標題 The Rise of Intentional Commercial Courts	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 Hanging Journal of Law	6. 最初と最後の頁 101, 135,
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 齋藤彰、ジェームス・クラクストン	4. 巻 64巻10号
2. 論文標題 国際商事仲裁人のスキルトレーニング(上)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 11-16頁
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 齋藤彰、ジェームス・クラクストン	4. 巻 64巻11号
2. 論文標題 国際商事仲裁人のスキルトレーニング(下)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 3-9頁
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 齋藤 彰	4. 巻 18号
2. 論文標題 国際商事仲裁と国際商事裁判：競争と協力のための関係理論に向けて	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 国際商取引学会年報	6. 最初と最後の頁 81, 96
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

[学会発表] 計9件(うち招待講演 6件/うち国際学会 6件)

1. 発表者名 齋藤 彰
2. 発表標題 シンガポール調停条約(2018)加盟に向けた日本の課題
3. 学会等名 国際商取引学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Akira Saito
2. 発表標題 Recognition and Enforcement of a Foreign Judgment revisited: Is it really a matter of international conventions?
3. 学会等名 Asia-Pacific Colloquium of Journal of Private International Law (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 齋藤 彰
2. 発表標題 国際ビジネス紛争解決のエコシステム(生態系): ロンドンにおける国際仲裁と専門裁判所の協働関係と専門家養成
3. 学会等名 国際商取引学会全国大会2018
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Akira Saito
2. 発表標題 Asia-Pacific Colloquium of Journal of Private International Law
3. 学会等名 Recognition and Enforcement of a Foreign Judgment revisited: Is it really a matter of international convention? (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 齋藤 彰
2. 発表標題 第三世代のグローバル契約法 に向けて
3. 学会等名 国際商取引学会2017年度全国大会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Akira Saito
2. 発表標題 Governance of Transactions for Sustainable Globalizing Societies
3. 学会等名 TUANKU JA ' AFAR CONFERENCE & WORKSHOP 2017, Faculty of Law, Universiti Kebangsaan Malaysia (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Akira Saito
2. 発表標題 Global Governance of Supply Chains as Vertical Nexus of Contracts
3. 学会等名 UNCITRAL-University of Macau Joint Conference (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 齋藤 彰
2. 発表標題 Recognition and Enforcement of Judgments based on Choice of Court Agreement
3. 学会等名 Kobe Summer School of Asian Law and Dispute Management 2016 (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 齋藤 彰
2. 発表標題 Beyond CISG: Harmonisation of Contract Law Version 3.0 for Globalizing Market Societies
3. 学会等名 2016 UNCITRAL Emergence Conference (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2016年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----